

令和7年8月25日

お客様 各位

株式配当金領収証の店頭での取扱停止について

平素よりJAバンク滋賀をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様が保有する株式の配当金のお受取り方法につきまして、今後、貯金規定を改正したうえで、令和8年2月25日（水）をもちまして、株式配当金領収証の持参による滋賀県内各JAの店頭での受入を停止させていただく予定です。

これまで滋賀県内のJAに株式配当金領収証をご持参いただいておりますお客様におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、証券会社の取引口座で受領する方法（株式数比例配分方式）、保有する株式の配当金を一括して銀行等の預貯金口座で受領する方法（登録配当金受領口座方式）、保有する株式の配当金を個別銘柄ごとに銀行等の預貯金口座で受領する方法（個別銘柄指定方式）のいずれかへご変更いただくか、郵便局または他金融機関へのご持参をお願い申し上げます。

変更のお手続きにかかる詳しい内容につきましては、お取引のある証券会社へご相談をお願い申し上げます。

今後ともJAバンク滋賀との変わらぬお取引を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。